

# 子どもの人権を守るために

～ 新しい法律ができたことを知っていますか？ ～

☎生涯学習課 人権・同和教育係 ☎0943-32-0093


## 「こども基本法」

近年のコロナ禍で少子化の加速が懸念されていますが、それに反比例するように、児童虐待やいじめ・不登校などの件数は増加しています。そこで政府は、昨年6月15日に「こども基本法」を国会で成立させ、今年4月に施行する決定をしました。

子どもの権利を守る「こども基本法」

<大切にされることは？>

- ・みんなが大切にされ、差別(さべつ)されないこと
- ・みんなが守られること
- ・みんなが意見をいえること
- ・子どもにとっていいことを、大人がやってくれること



2022年6月15日、国会で成立  
2023年4月から施行

4月「こども家庭庁」発足

## 「子どもの権利条約」

皆さんは「子どもの権利条約」をご存じでしょうか？これは、子どもの基本的な人権を国際的に保障するために

- ★生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)  
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- ★子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)  
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### 「子どもの権利条約」 4つの原則

- ★子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)  
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- ★差別の禁止 (差別のないこと)  
すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

## 「こども基本法」の概要

そこで制定されたのが「こども基本法」です。児童福祉法や教育基本法など、それぞれの分野で個別の法律はありますが、子どもの権利を主体として「包括的」に定める法律はありませんでした。では実際にどのような内容なのかを見ていきましょう。

### ● だれのために？

対象となる子どもの定義は「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢の決まりはありません。

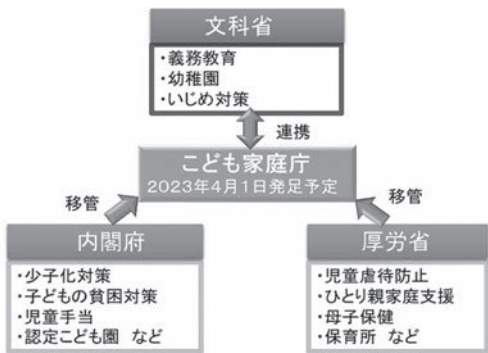
### ● 基本理念は？

- ・すべての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的な扱いを受けないようにすること。
- ・すべての子どもが、適切に保護・養育され、愛されること。教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ・すべての子どもが、意見を表明、社会活動に参加する機会があること。
- ・すべての子どもの意見が尊重され、最善の利益が考慮されること。

この理念をもとに、少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策などが進められていきます。

## 「こども家庭庁」とは？

「こども基本法」の成立に伴い「こども家庭庁」が発足します。子どもが自立した個人として、等しく健やかに成長することができる社会を実現するため、子どもの権利利益の擁護を任務とします。



多くの人が「こども基本法」の意義を理解し、子どもの人権について考え、子どものために行動できる社会を築いていくことが大切です。

# 広川町立図書館へ行こう!

岡広川町立図書館 ☎ 0943-32-1163



## ■今月のおすすめの本



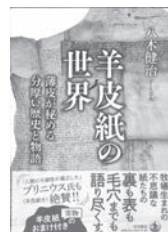
ルーズリーフ  
手帳の作り方  
マルマン / 著  
KADOKAWA



優良中古マンション  
不都合な真実  
伊藤歩 / 著  
東洋経済新報社



本番に強い子  
自律神経の整え方  
小林弘幸 / 著  
小学館



羊皮紙の世界  
八木健治 / 著  
岩波書店



ほめ英語入門  
松田佳奈 / 著  
アルク



徳川家康  
鷲尾雨工 / 著  
作品社



13歳からの考える練習  
マツダミヒロ / 著  
きずな出版



おいでよ! レゴのいえ  
水島ばぎい / 日本語版訳  
ポプラ社



みんなみつけた  
きしだえりこ / 作  
福音館書店



保健室経由、かねやま本館。  
松素めぐり / 著  
講談社

## ■図書館マルシェ 2023 ~古本市~

リコーズ本(再活用本)や雑誌などを配布します。

- 日時 [1回目] 3月18日(土)、14:00~16:00  
[2回目] 3月19日(日)、10:00~12:00  
[3回目] 3月19日(日)、14:00~16:00
- 場所 町民交流センター「いこっと」2階大研修室  
※本人名義の利用カード、持ち帰り用バッグをお持ちください。当日登録する人は本人確認書類をお持ちください。  
※各回一人20点まで(本10冊、雑誌10点)

## ■大人のためのおはなし会

- 日時 3月18日(土) 15:00~
- 場所 町民交流センター「いこっと」1階ロビー

## ■3月のおはなし会 [場所・読み手]

- 4日(土) 10:30~11:00 児童向け [お話しの森・きらら]
- 8日(水) 10:30~11:00 乳幼児向け 「かつちんこ」  
[お話しの森・絵本コンシェルジュ]
- 19日(日) 10:30~11:00 児童向け  
[お話しの森・たまてばこ]

やっぱり図書館へ行こう!

### vol.36 図書館は生きている!⑩

図書館の様子や仕組みをお伝えします

図書館での複写(コピー) サービス料金が安くなりました。

	令和4年まで	令和5年から	
白黒	20円/1枚	10円/1枚	
カラー	100円/1枚	A4	50円/1枚
		A3	80円/1枚

※資料を複写する場合、著作権法によりいくつかの制約があります(例: 複写できる範囲は1作品の半分以下など)。詳しくはカウンターでお尋ねください。

## ■3月の休館日

- 2日(木)・6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)
- 毎週(月)・第1(木)が休館、(月)が祝日の場合は翌日以降の直近の平日が休館